

第2次

あんしん福祉ビジョン

第2期五條市地域福祉計画・第3期五條市地域福祉活動計画

令和7年度～令和11年度



令和7年3月

五條市

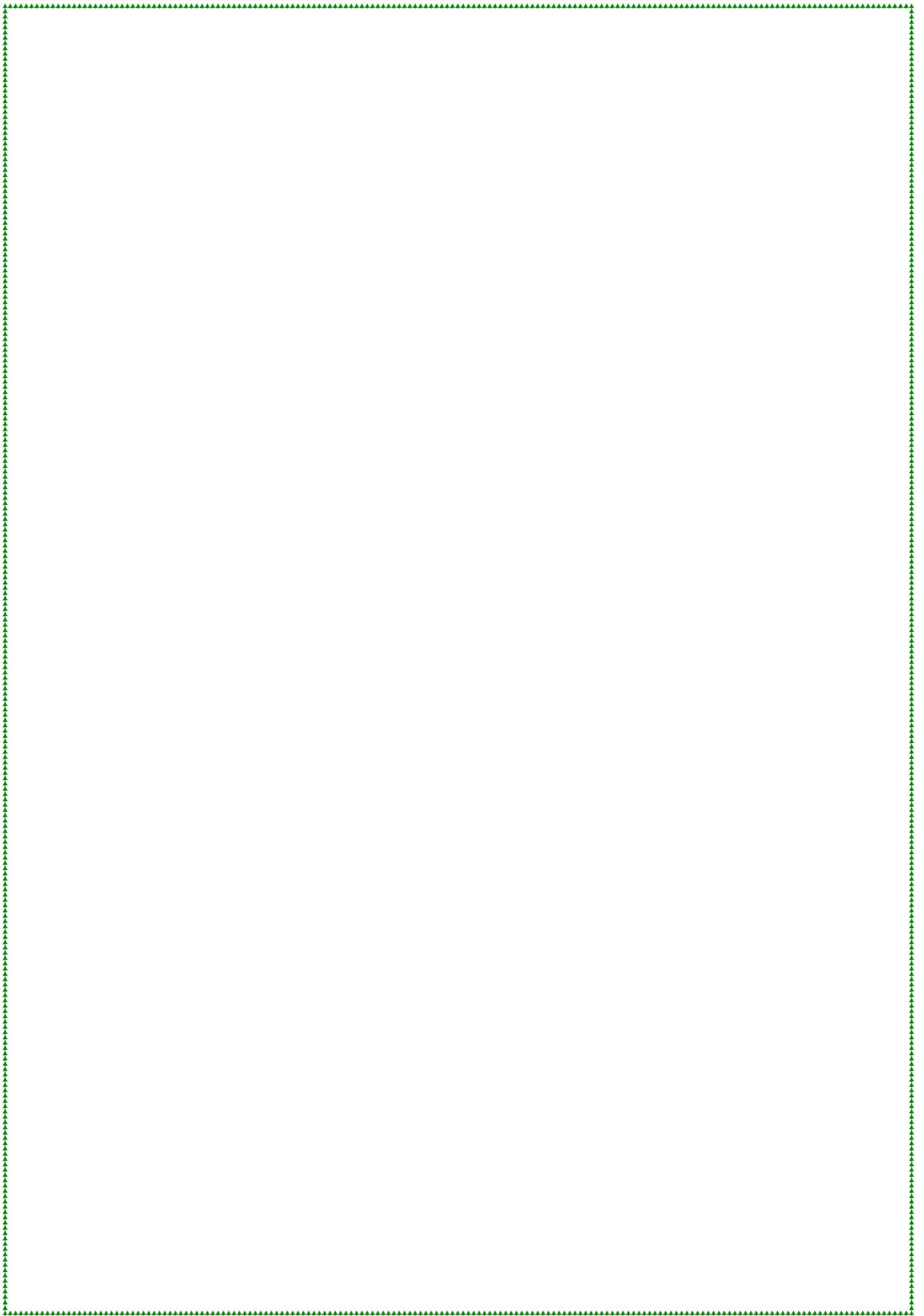
五條市社会福祉協議会

目次

第1編 序論.....	1
第1章 策定にあたって.....	3
1 計画策定の目的.....	3
2 計画の位置付け.....	3
3 「地域福祉」とは.....	5
4 計画策定の方法.....	6
5 計画期間と関連計画.....	7
6 SDGsに沿った計画.....	8
7 本計画をめぐる国や社会の動向.....	9
第2章 五條市の状況.....	12
1 人口の推移.....	12
2 要介護高齢者数等の推移.....	13
3 ワークショップで出された地域生活課題.....	16
第3章 基本的な方向.....	18
1 基本理念.....	18
2 計画課題と基本目標.....	18
3 施策の体系.....	20
第2編 施策の方向.....	21
基本目標1 見守り、孤立させないまち.....	23
基本施策1 見守り活動の強化.....	23
基本施策2 居場所と協働の拠点づくり.....	26
基本施策3 移動手段の確保.....	29
基本施策4 防災・防犯対策の強化.....	31

基本目標 2	必要な人に支援が行き届くまち	33
基本施策 5	福祉分野の情報化の推進	33
基本施策 6	相談体制の充実	35
基本施策 7	福祉サービスの充実	37
基本施策 8	権利擁護の推進	39
基本目標 3	地域福祉活動が広がるまち	41
基本施策 9	地域活動の活性化	41
基本施策 10	ボランティア活動・市民活動の活性化	44
基本施策 11	福祉や人権に関する相互理解の促進	46
計画の推進	49
参考資料	51
参考資料 1	施策体系の前計画からの変更点.....	53
参考資料 2	ワークショップでの意見整理の内容.....	54
参考資料 3	五條市地域福祉計画策定委員会要綱.....	72
参考資料 4	五條市地域福祉計画策定委員会委員名簿.....	74
参考資料 5	計画策定の経過	75

第1編 序論



第1章 策定にあたって

1 計画策定の目的

五條市では、五條市社会福祉協議会（以下、「市社協」という。）と協働し、令和元年度に「あんしん福祉ビジョン（五條市地域福祉計画・五條市地域福祉活動計画）」（以下、「前計画」という。）を策定し、いつまでも住み続けられる地域をめざして福祉施策を推進してきました。

地域福祉をめぐっては、本市だけでなく、わが国全体で、人口減少・少子高齢化による住民活動の脆弱化が、新型コロナウイルス感染症の影響もあいまって、一層深刻化しています。

このため、これまでの取組の検証を行い、国・県の動向を踏まえ、本市の地域福祉に係る施策の方向を示すために、「第2次あんしん福祉ビジョン（第2期五條市地域福祉計画・第3期五條市地域福祉活動計画）」（以下、「本計画」という。）を策定します。

なお、市町村では、「成年後見制度の利用促進法」に基づく「成年後見制度利用促進計画」の策定が求められていることから、本計画は、その内容を包含する形で策定します。

2 計画の位置付け

「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条に基づき、地域福祉の主体である地域住民や社会福祉に関する活動者とともに取り組む内容等を定める「市町村地域福祉計画」です。

「市町村地域福祉計画」は、平成30年4月の社会福祉法の一部改正により、「地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」と「包括的な支援体制の整備に関する事項」が盛り込むべき必須事項に追加されました。

社会福祉法第107条（抜粋）

第百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

一方、「地域福祉活動計画」は、社会福祉法第109条に基づき、地域福祉の中核的役割を担う市社協が、地域住民や関係団体等と相互協力し、地域福祉を推進していくための活動計画であり、地域福祉計画と一体的に策定します。

社会福祉法第109条（抜粋）

第百九条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

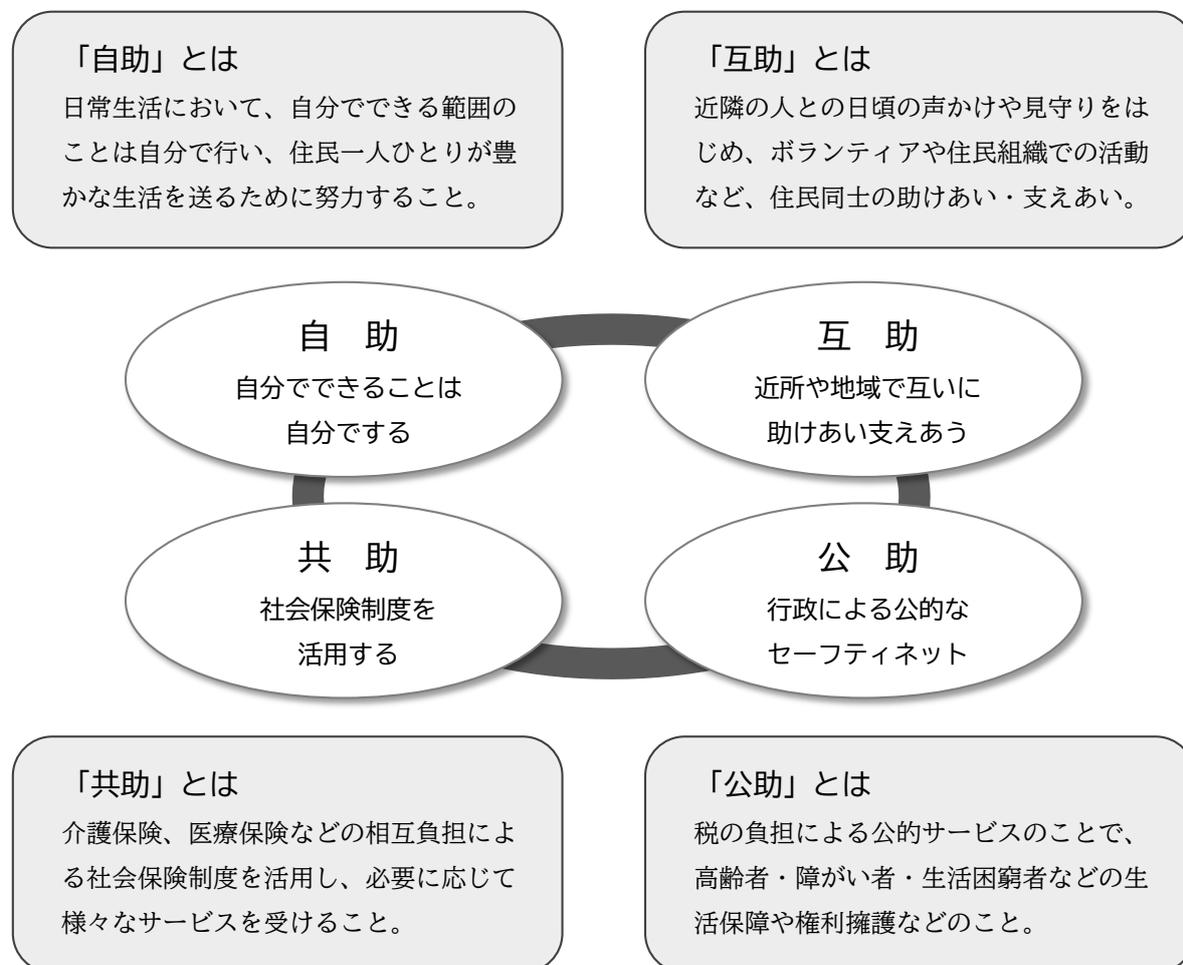
3 「地域福祉」とは

「福祉」とは、特定のだれかだけでなく、みんなが幸せになれるような取組や活動を言います。それに対し、「地域福祉」とは、私たち一人一人が地域社会の一員であることを認識しつつ、居住する地域において安心して暮らせるよう、地域の住民や社会福祉関係者がお互いに協力して地域の福祉課題の解決に取り組む考え方のことを言います。

そのためには、身の回りに起こる日常的問題は個人や家庭の努力で解決する（＝自助）とともに、近所や地域、ボランティアによる助けあいや支えあいにより解決を図る（＝互助）ことが必要です。また、介護保険や医療保険等の相互負担による社会保険制度の活用（＝共助）や公的サービスによる課題解決の方法（＝公助）も考えられます。

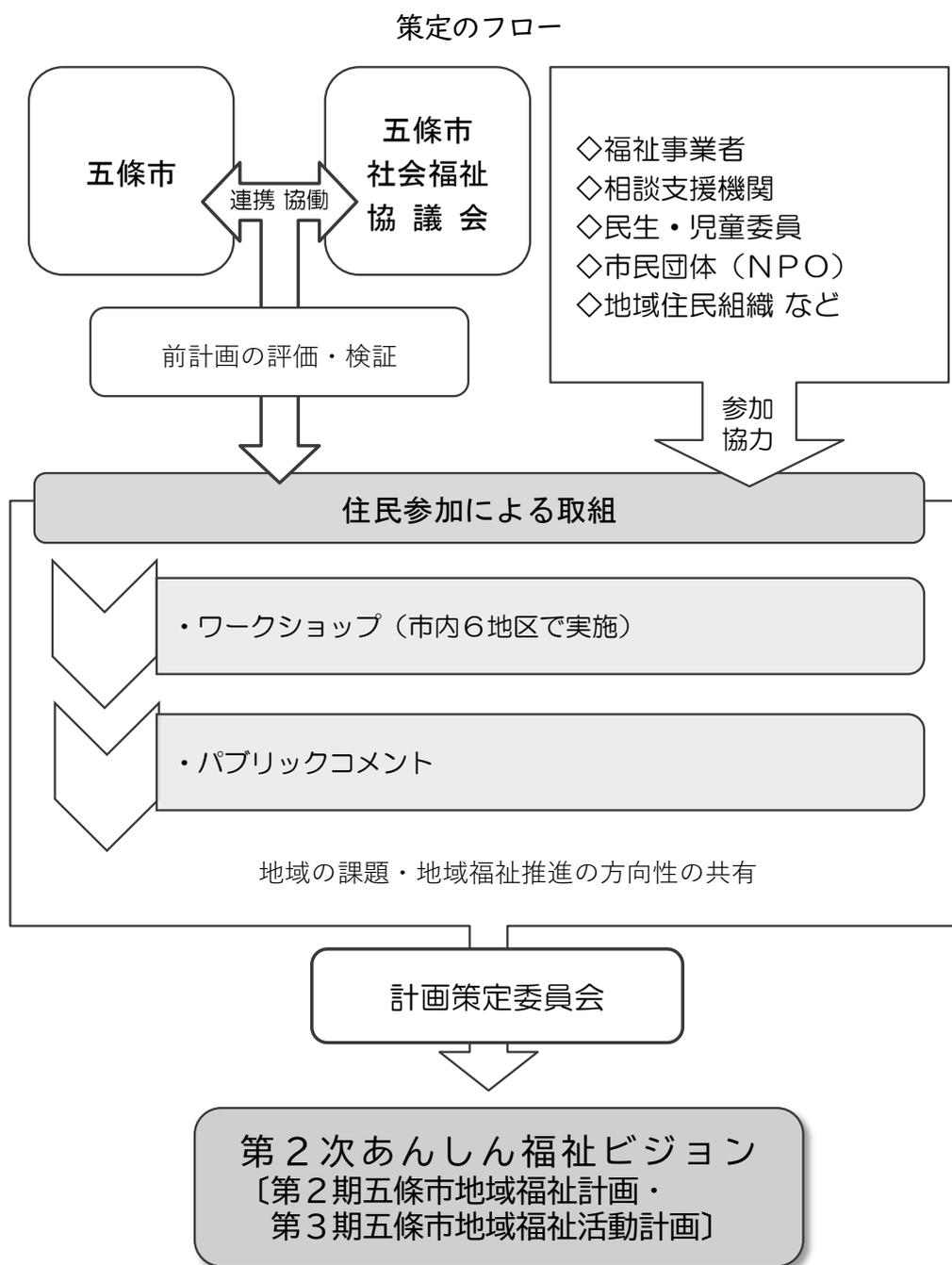
自助・互助・共助・公助が連携・連動するとともに、従来の固定的な役割分担ではなく、「地域福祉」の視点から包括的な支援体制を整備することが求められています。

＜自助・互助・共助・公助について＞



4 計画策定の方法

本計画は、6地区でワークショップの開催、策定委員会での検討、パブリックコメントにより、市民の意見・意向の把握と地域の主要な課題や特性の明確化に努めました。



5 計画期間と関連計画

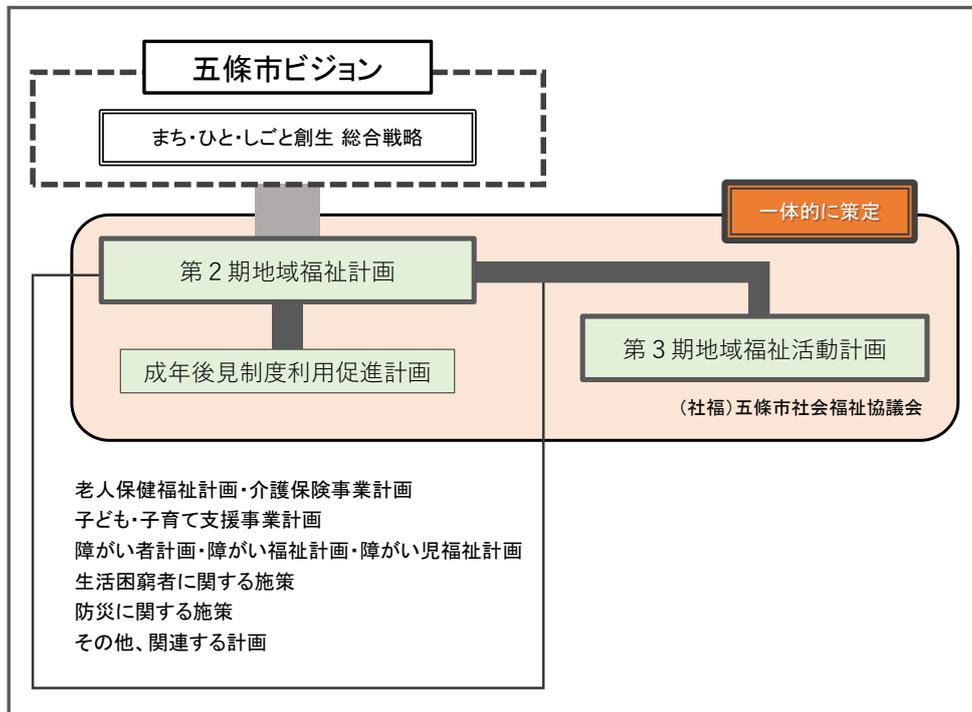
本計画は、五條市ビジョンのもと、本市における各分野の計画と整合を図りながら策定します。本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とし、今後の社会情勢の変化等により、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

計画の期間

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
五條市ビジョン	総合計画・総合戦略・国土強靱化計画（令和2～11年度）				
地域福祉計画 ・地域福祉活動計画	第2期地域福祉計画・第3期地域福祉活動計画				
老人保健福祉計画 ・介護保険事業計画	老人保健福祉計画 ・第9期介護保険事業計画		老人保健福祉計画 ・第10期介護保険事業計画		
障がい者計画・障がい福祉計画 ・障がい児福祉計画	障がい者計画（第2次）・障がい福祉計画 （第7期）・障がい児福祉計画（第3期）		障がい者計画（第3次）・障がい福祉計画 （第8期）・障がい児福祉計画（第4期）		
子ども・子育て支援事業計画 （こども計画）	第3期子ども・子育て支援事業計画				
健康増進計画・食育推進計画	第3次健康増進計画・食育推進計画（令和6～17年度）				

※「こども計画」は、こども基本法により令和6年度から策定が努力義務化されたもので、「子ども・子育て支援事業計画」の関係は自治体に委ねられており、今後、五條市としての考え方を整理します。

各計画の関係



6 SDGsに沿った計画

SDGs（持続可能な開発目標）は、平成27年の国連サミットで採択された国際目標です。「地球上の誰一人取り残さない」を基本理念に掲げるSDGsは、本計画の考え方とも一致するため、本計画の基本目標ごとに関係性を示します。

SDGsの17の目標

	目標1 (貧困をなくそう)	あらゆる場所、あらゆる形態の貧困を終わらせる
	目標2 (飢餓をゼロに)	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
	目標3 (すべての人に健康と福祉を)	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
	目標4 (質の高い教育をみんなに)	すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
	目標5 (ジェンダー平等を実現しよう)	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う
	目標6 (安全な水とトイレを世界中に)	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
	目標7 (エネルギーをみんなに そしてクリーンに)	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
	目標8 (働きがいも 経済成長も)	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
	目標9 (産業と技術革新の基盤をつくろう)	強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
	目標10 (人や国の不平等をなくそう)	国内及び各国間の不平等を是正する
	目標11 (住み続けられるまちづくりを)	包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
	目標12 (つくる責任 つかう責任)	持続可能な消費生産形態を確保する
	目標13 (気候変動に具体的な対策を)	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
	目標14 (海の豊かさを守ろう)	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
	目標15 (緑の豊かさを守ろう)	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
	目標16 (平和と公正をすべての人に)	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
	目標17 (パートナーシップで目標を達成しよう)	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

7 本計画をめぐる国や社会の動向

本計画をめぐる国や社会の動向は、以下の通りです。

(1) 地域共生社会づくりの要請

高齢者介護・福祉における「地域包括ケア」をはじめ、分野ごとの福祉が充実・深化する一方、複合的な課題や「制度のはざま」の課題が顕在化している中で、国では、制度・分野の垣根や支え手・受け手の関係を超えて、包括的な支援体制を構築し、安心して暮らせる地域を創るという「地域共生社会づくり」を進めています。

「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組むしくみをつくるとともに、市町村においては、地域づくりの取組の支援と公的な福祉サービスへのつなぎを含めた「丸ごと」の支援の体制の整備が求められています。

国では、「地域共生社会づくり」は、地域の人と人をつなぐ「地域づくりに向けた支援」、課題を抱えた人・世帯を専門職等につなぐ「包括的な相談支援」、課題を抱えた人・世帯を地域とつなぐ「参加支援」という「3つの支援」を一体的に推進するよう、市町村に働きかけています。

「地域共生社会づくり」のイメージ



※「地域共生社会づくり」は、人口減少・少子高齢化に拍車がかかる中で、国が平成29年に、「めざすべき地域社会像」として提示したもので、その実現に向けた法制度改正が行われました。

資料：厚生労働省地域共生社会ポータルサイト

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響

新型コロナウイルス感染症が令和元年末から令和4年度にかけて世界的に広がり、私たちの社会生活に大きな変化をもたらしました。感染防止のために、人と人が距離を取り、接触する機会を減らすことが求められた結果、地域の様々な活動が自粛を余儀なくされ、社会的な孤立や高齢者の虚弱化等の課題が深刻化しています。

一方で、こうした状況は、人と人との交流やつながりの重要性について再認識する機会となっています。令和5年5月に国としての一律の制限をせず国民の主体的な選択に委ねる「5類感染症」に移行したものの、完全収束を果たしたわけではなく、今後も、新型コロナウイルス感染症をはじめとする自然の脅威と向き合い、安心・安全に暮らせる地域づくりを進めていくことが求められます。

(3) 防災・防犯対策の強化の要請

平成23年3月の東日本大震災以降、平成28年の熊本地震、令和6年の能登半島地震など、各地で大規模地震が多発しており、令和6年8月には史上はじめて南海トラフ地震臨時情報も発出されました。また、本市においては、平成23年9月に台風12号に関連するいわゆる「紀伊半島大水害」が発生し、多大な被害を生じました。

一方、日々の生活に目を向けると、多様化する犯罪や自動車の危険運転が社会問題化しており、個人情報保護も大きな課題となっています。

障がい者や高齢者等の要配慮者を含むすべての市民が生命・身体・財産を守るよう、避難体制の整備を進めるとともに、集落の孤立を防ぐ道路網の整備や、市外・県外からの災害時応援隊の受け入れ体制づくりなど、公助による危機管理対策を進めるとともに、日頃からの声かけ・見守りを基本とした地域での支えあい力の維持・強化を図っていく必要があります。

(4) 介護保険制度における「生活支援体制整備事業」の展開

平成27年度から、地域住民自身が地域生活課題を把握し、その解決を図るため、介護保険制度に「生活支援体制整備事業」が導入され、本市でも取り組んでいます。

「生活支援体制整備事業」は、「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」を中心に、地域の様々な団体による「協議体」での話し合いを進め、住民主体の生活支援サービスの実現に結びつけるなど、地域福祉の発展を目指す事業であり、本市においても、当該事業を活用した地域づくりを一層進めていくことが求められます。

(5) 生活困窮者自立支援制度の展開

平成27年度から施行された生活困窮者自立支援制度は、相談窓口配置された専門の支援員が、一人一人の状況に応じた支援プランを作り、寄り添いながら自立を支援していく制度です。

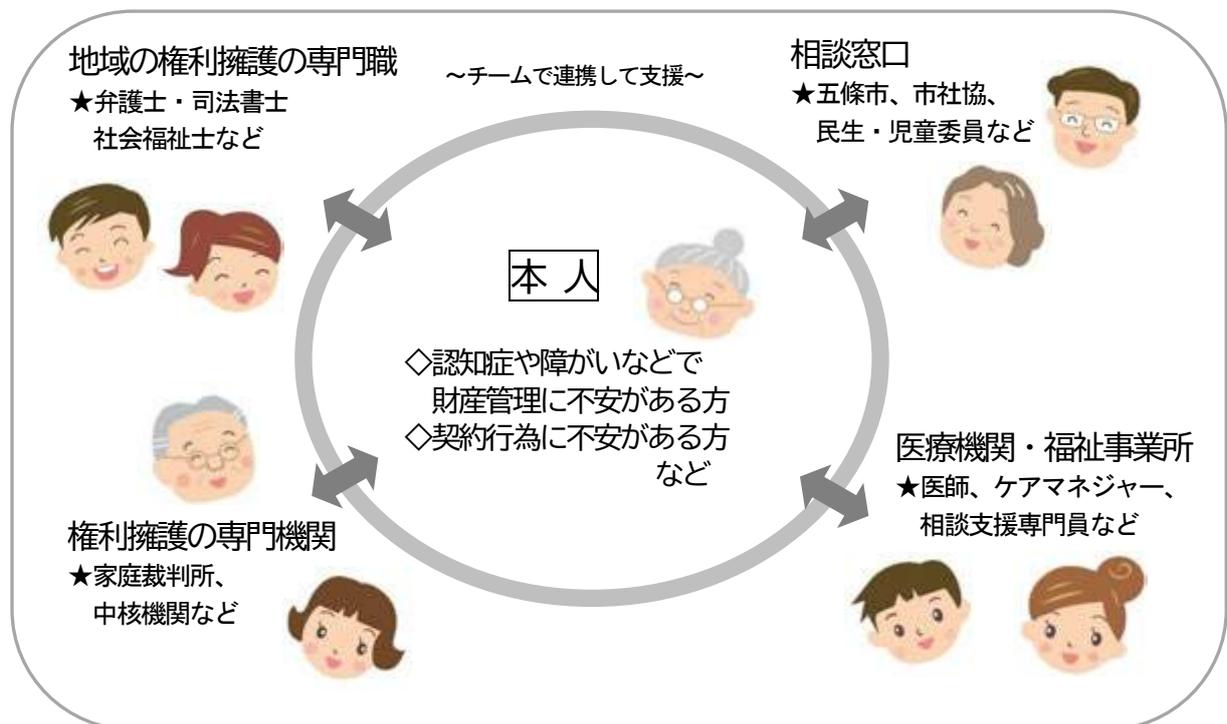
生活困窮者自立支援制度は、複合的な課題により生活困窮の状況にある住民を支援する制度として、地域共生社会づくりの重要な一角を担う制度であり、充実を図っていくことが求められます。

(6) 権利擁護支援の必要性の高まり

認知症や障がい等により、生活に支障がある人を社会全体で支えあうことは、喫緊の課題です。しかし、そのための一つの方策である成年後見制度は十分に利用されていないのが現状です。そのような状況を踏まえ、成年後見制度利用促進法が平成28年に制定され、市町村が成年後見制度の利用促進に取り組むこととされました。

特に、令和4年度からの国の「第二期成年後見制度利用促進基本計画」では、地域に暮らすすべての人が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政等に司法を加えた多様な分野・主体が連携する「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」づくりを推進していくこととされており、本市においても、取組を強化していく必要があります。

「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」のイメージ



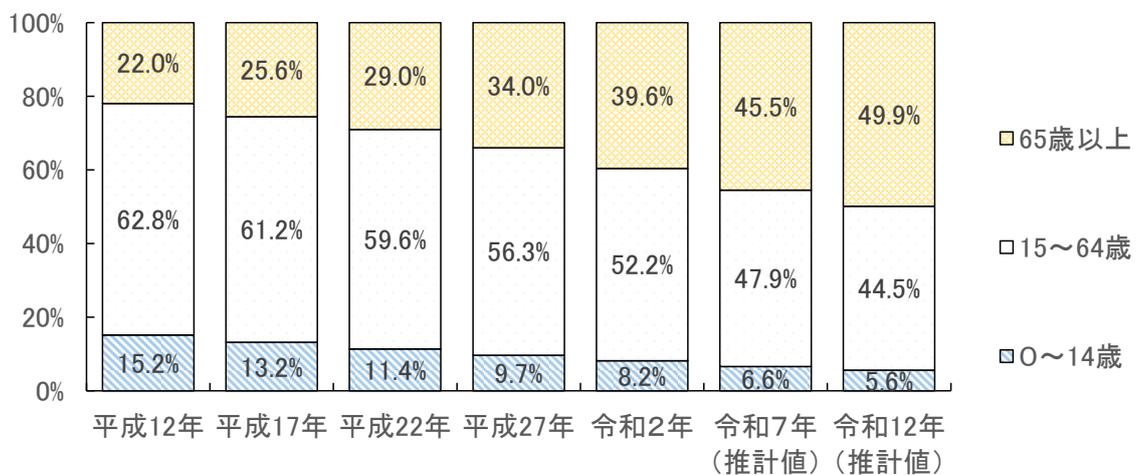
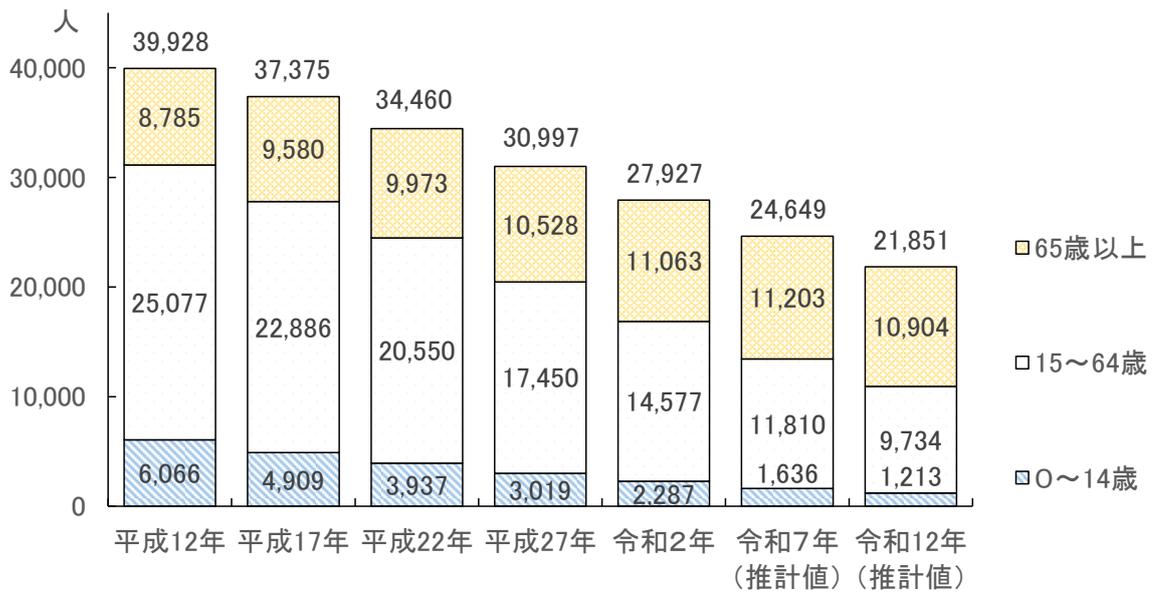
第2章 五條市の状況

1 人口の推移

国勢調査による本市の令和2年の人口は27,927人で、わが国全体の人口減少下において、平成12年から減少傾向が続いています。また、令和2年の高齢化率は39.6%、年少人口比率は8.2%となっています。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、今後も人口減少、少子高齢化が進むと予想されます。

年齢3区分別人口の推移と推計



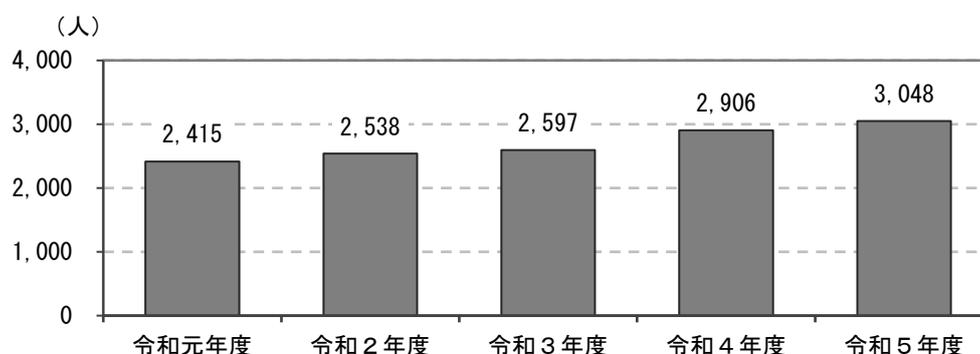
資料：実績は国勢調査（平成27年、令和2年の年齢不詳分は按分している）。推計は国立社会保障・人口問題研究所の令和5年推計。

2 要介護高齢者数等の推移

(1) 要介護高齢者数

要介護高齢者数（要支援を含む）は、毎年、増加を続け、令和5年度末で3,048人となっています。

要介護高齢者数の推移

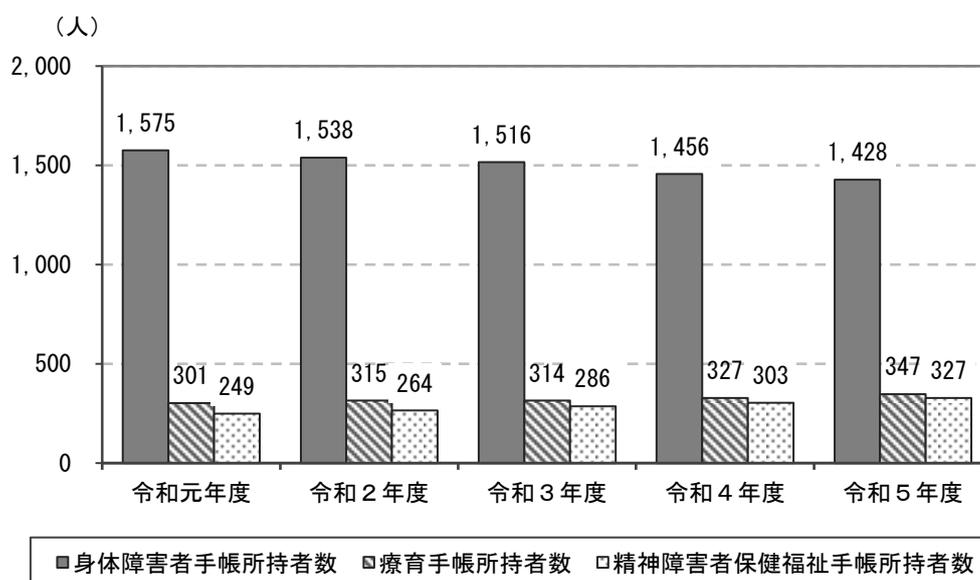


※各年度末時点のデータ

(2) 障害者手帳所持者数

障害者手帳所持者数については、身体障害者手帳所持者数は減少傾向、精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向です。療育手帳所持者数は、令和3年度に減少しましたが、おおむね増加傾向です。

障害者手帳所持者数の推移



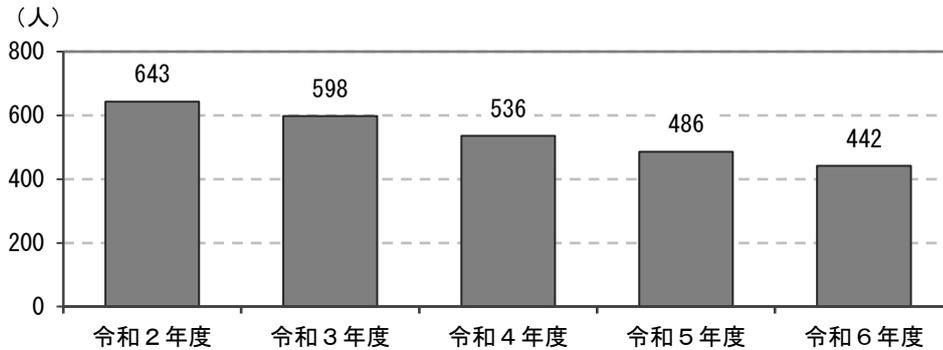
※各年度末時点のデータ

(3) 認定こども園等の利用幼児・児童数

認定こども園・保育所・幼稚園の利用幼児・児童数は減少傾向、学童保育の利用児童数も、令和4年度に増加しましたが、おおむね減少傾向です。

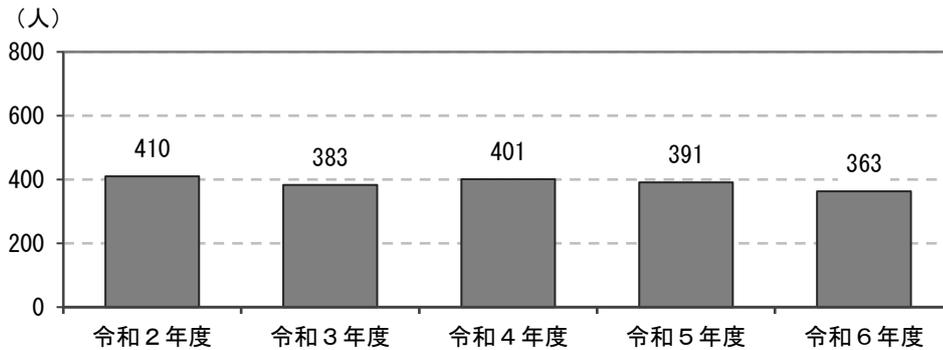
また、児童発達支援の利用児童数は20人前後、放課後等デイサービスの利用児童数は80人前後で推移しています。

認定こども園・保育所・幼稚園の利用幼児・児童数の推移



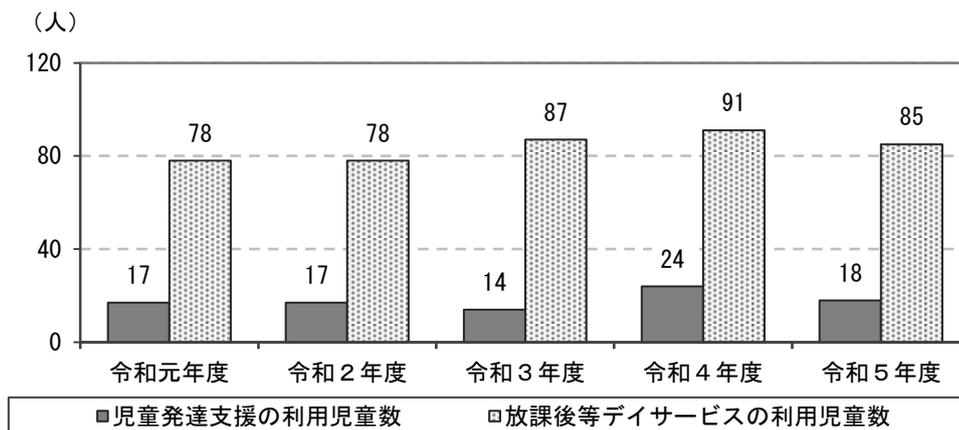
※各年度当初時点のデータ。五條市では令和5年度に全保育所・幼稚園が認定こども園に移行しました。

学童保育の利用児童数の推移



※各年度当初時点のデータ

児童発達支援・放課後等デイサービスの利用児童数の推移

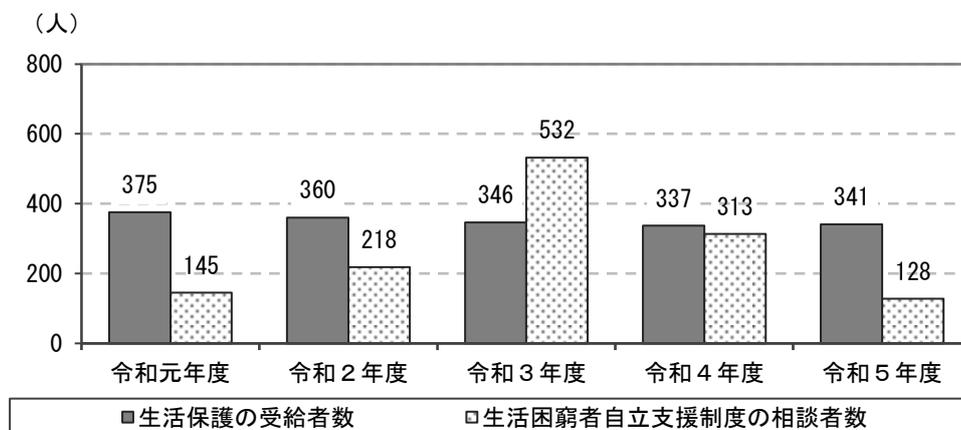


※月平均利用実人数のデータ

(4) 生活困窮者の人数

生活保護受給者数は300人台で推移しています。生活困窮者自立支援制度の相談者数は、令和3年度に大幅に増加しました。

生活保護受給者数・生活困窮者自立支援制度相談者数の推移

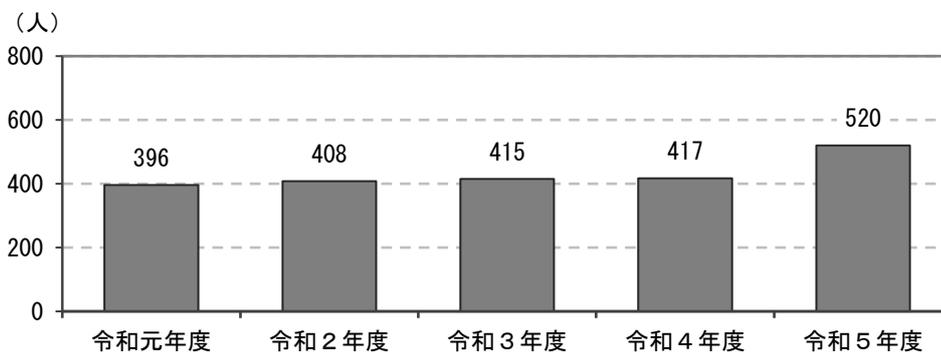


※各年度末時点のデータ

(5) 在留外国人数

在留外国人数は400人前後で推移してきましたが、令和5年度は前年より100人程度増加しました。

在留外国人数の推移



※各年度末時点のデータ

3 ワークショップで出された地域生活課題

地域福祉計画は、住民参加による策定が求められていることから、令和6年10～11月に6日間にわたって、五條地区、五條西地区、五條東地区、野原地区、西吉野地区、大塔地区の6地区でワークショップを実施し、住民ニーズの把握に努めました。

ワークショップの工程

地区	開催日	会場
五條地区	11月18日(月)	五條市役所
五條西地区	11月12日(火)	牧野公民館
五條東地区	11月14日(木)	宇智公民館
野原地区	11月8日(金)	老人憩の家
西吉野地区	10月28日(月)	西吉野コミュニティセンター
大塔地区	10月31日(木)	大塔ライフハウス

(1) 地区ごとに出された主な意見

ワークショップで出された主な意見を地区ごとに整理すると、以下の通りです。

地区ごとの主な意見の整理

地区	主な意見
五條地区	<ul style="list-style-type: none"> ◆住民と行政が協働で五條の魅力の情報発信 ◆新しい物事に挑戦する市のリーダーシップに期待 ◆地域防犯の啓発・見回り活動を強化したい ◆イベント等の地域活動でつながりを作っていきたい
五條西地区	<ul style="list-style-type: none"> ◆五條中央公園のさらなる活用 ◆牧野方面のバスの自由乗降区間の設定 ◆「こども食堂の大人版」、「住民同士の移動支援」、「使えるけどいらぬ家具や家電の譲り合い」など、住民の互助的な取組ができるといい
五條東地区	<ul style="list-style-type: none"> ◆相談機関の専門人材の充実が重要 ◆若い人の定住に結びつくよう、企業や大学の誘致 ◆五條北インターチェンジ周辺の活性化
野原地区	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域のつながりを強化したい ◆居場所づくりを進めたい ◆共助による生活支援ができないか検討したい ◆五新鉄道用地の活用
西吉野地区	<ul style="list-style-type: none"> ◆地区ごとの百歳体操を継続していきたい ◆西吉野農業高校を盛り上げたい ◆地域資源としての梅のさらなる活用
大塔地区	<ul style="list-style-type: none"> ◆道路の整備等による生活機能の維持確保 ◆60歳以上のリタイア組のUターンの促進 ◆集客による地域活性化

(2) ワークショップでの意見の全体総括

「次の5年間何をすべきか」というテーマにしぼり、ワークショップでの意見を総括すると、以下の通りです。

(1) コロナ禍で停滞した地域活動の再開・再構築

令和元年から4年にかけて、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため人との接触機会を減らすことが求められ、様々な活動が休止・中止を余儀なくされた結果、地域活動が停滞し、社会的な孤立や高齢者の虚弱化が深刻化し、それに伴う様々な問題が発生しています。そのため、持続可能な形態で、それぞれの活動の再開・再構築を進めていくことが重要です。

(2) 防災・防犯の取組の拡大

全国的に、大規模な災害や凶悪な犯罪が多発しており、市や警察、自衛隊等の公助に頼ることは欠かせませんが、災害時の初期避難や犯罪の未然防止のためには、住民の活動こそが重要であり、普段から、自主防災・自主防犯活動を進めるとともに、各種のイベント等も活用しながら、住民同士の顔のみえる関係づくりを進める必要があります。

(3) 移動手段の確保

高齢化がますます進み、運転免許証返納者も増えてくると考えられます。五條市では、JRや路線バスの維持確保や「ゴーちゃんバス」の運行等に努めていますが、新たな移動手段を確保するための様々な取組を検討することが求められます。

(4) 若い層の地域づくりへの参画の促進

人口減少・高齢化の中で、各種の地域活動の参加者が固定化・高齢化しています。新興住宅地等には若い層の転入もありますが、地域活動に参加していない人も多い状況です。若い層が気軽に参加できるきっかけとなる取組を拡大するなど、年代をつなぐ取組を通して、地域づくりの若いリーダーを育成していく必要があります。

(5) 居場所づくりの推進

認知症等の疾病予防や孤立防止のためには、公民館や集会所等、地域に人が集まれる場がたくさんあり、場所だけでなく中身の濃い交流が行われることが必要です。

第3章 基本的な方向

1 基本理念

本計画では、前計画に引き続き、基本理念を「助けあい・支えあい 笑顔がつながるまち 五條 ～いつまでも住み続けられる地域をめざして～」と定めます。

人口減少、少子高齢化がますます進むと予想される中で、いつまでも住み続けられる地域をめざして、長年、培われてきた地域での助けあい・支えあいの力を維持し、住民すべてが笑顔で過ごせる地域づくりを進めます。

[基本理念]

助けあい・支えあい 笑顔がつながるまち 五條

～いつまでも住み続けられる地域をめざして～

2 計画課題と基本目標

社会動向やワークショップの結果、前計画の推進状況等から、以下の3つの計画課題が抽出されます。

計画課題

計画課題	背景
安心・安全に暮らせるまちづくり	◇単身世帯の増加等の家庭環境の変化 ◇大規模災害、凶悪な犯罪への対策の必要性の高まり ◇自家用車に乗れない人の交通手段の脆弱化 等
誰一人取り残さない支援体制づくり	◇福祉サービスの人材不足 ◇地域生活課題の複合化・複雑化による包括的な相談支援の必要性の高まり ◇全国的な人権侵害事件の発生 等
地域福祉活動に参加しやすい環境づくり	◇地域活動への参加意識の希薄化、参加者の減少 ◇新型コロナによる地域の活動の休止・中止 ◇地域生活課題の複合化・複雑化による参加支援・関係づくり支援の必要性の高まり 等

この計画課題の改善・解決を図るため、次の3つの基本目標を定めます。

基本目標1 見守り、孤立させないまち

南海トラフ地震など大規模災害の発生が想定されるとともに、特殊詐欺等の犯罪も社会問題となっています。また、交通に係る利用者のニーズと実態の乖離が顕在化しています。

こうした暮らしの安心をおびやかす課題に対応していくために、自助・互助・共助・公助の役割分担のもと、互いに見守り、支えが必要な人を孤立させず、協力し合うしくみづくりを一層進め、いつまでも安心・安全に暮らせる地域をめざしていきます。

基本目標2 必要な人に支援が行き届くまち

福祉サービスは、高齢、障がい、子育てなど分野ごとに制度化されていますが、地域生活課題が複合化・複雑化する中で、民生・児童委員をはじめとする地域住民、市社協をはじめとする関係機関、そして行政が、分野横断的に見守り、相談支援、伴走型支援を行い、「制度のはざま」でサービス利用等に結びついていない人を含め、必要なすべての人に支援が行き届く地域づくりを進めます。

また、虐待等の防止や判断能力が不十分な方への支援など、権利擁護を推進します。

基本目標3 地域福祉活動が広がるまち

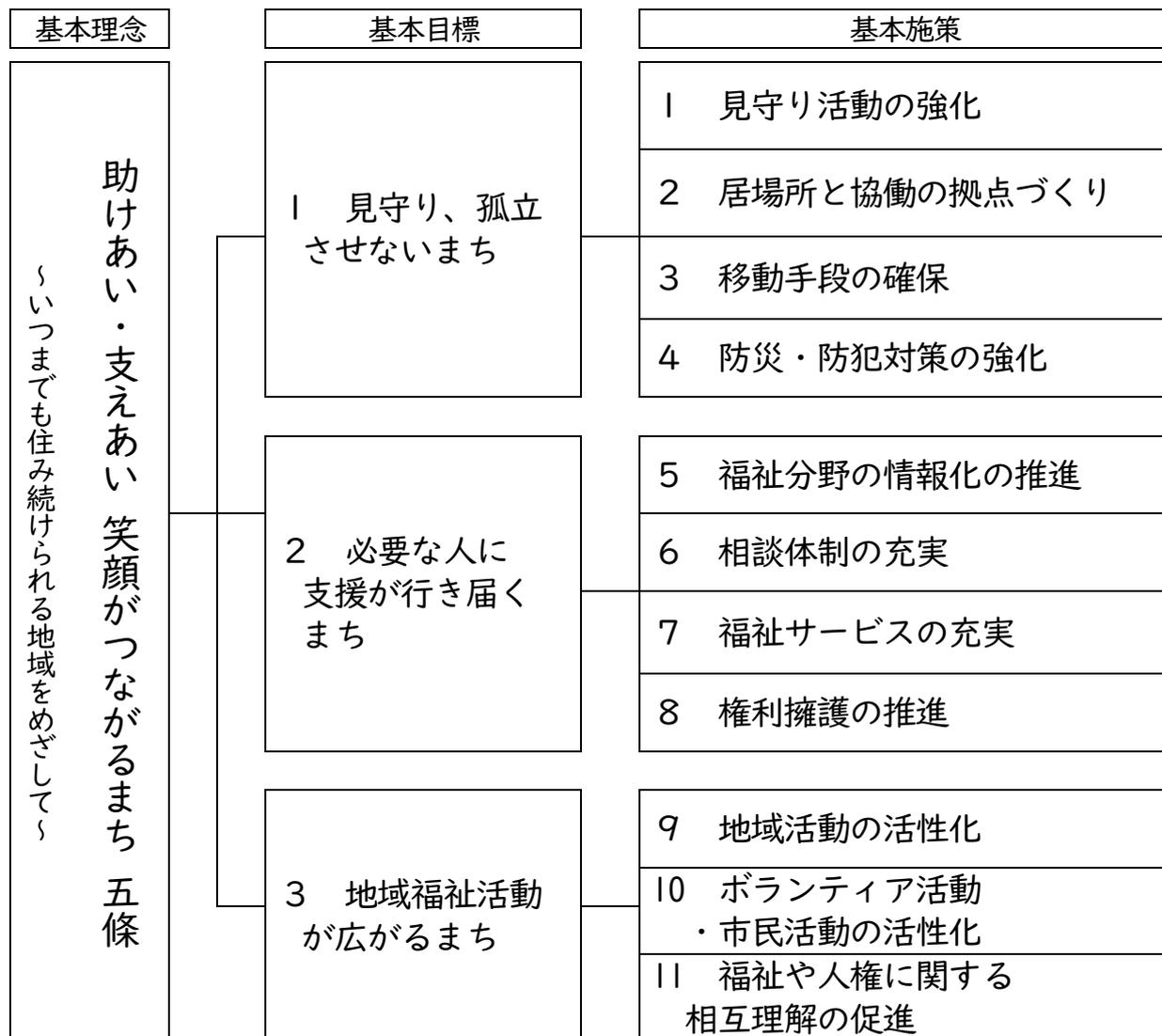
より多くの住民が、日頃からのあいさつ、声かけや地域活動・ボランティア活動を行い、つながりをつくることで、地域の魅力は高まり、もしもの時の備えにもなります。

ボランティア活動を行いたい住民が、積極的に活動に参加し、無理なく活動を続け、次代のボランティアを育て、活動を広げていけるよう、福祉活動にチャレンジできるしくみが機能するまちづくりを進めます。

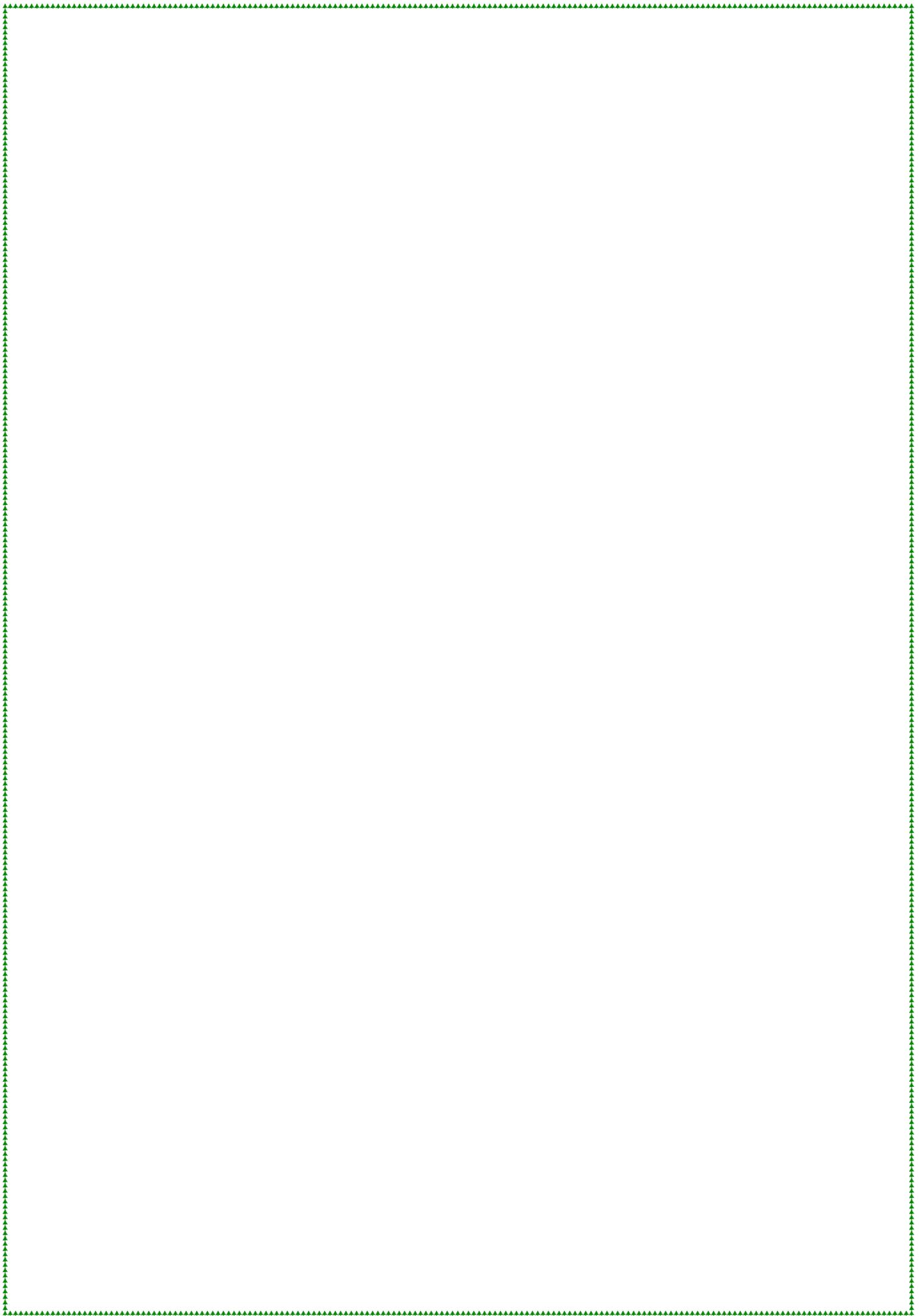
3 施策の体系

施策の体系は次の通りです。

施策体系図



第2編 施策の方向



基本目標1 見守り、孤立させないまち

SDGsの関連目標



基本施策1 見守り活動の強化

施策をめぐる背景

見守り活動を通して、人と人がつながることで、お互いのちょっとした変化を早期に発見し、事件・事故を防ぐ、災害時に助けあえるなど、地域にとってよいことが増えます。普段から、気かけ、気かけられる関係を作っておくことで、地域の連帯感も生まれ、閉じこもりや孤独・孤立防止にもなります。

前計画の推進状況

前計画の個別施策である「見守り活動の充実」については、「五條市あんしん見守り・SOSネットワーク」の取組や「要保護児童地域対策協議会」を構成する各機関での児童の見守りなど、様々な取組を行い、コロナ禍の影響を受けたものの、おおむね計画通り推進できていると考えます。

市の推進状況

施策細項目	推進状況
① 高齢者に関する見守りの取組 (ア) 五條市あんしん見守り・SOSネットワーク (認知症高齢者の見守り)	「五條市あんしん見守り・SOSネットワーク」の協力団体は、令和2年度に5団体、3年度に5団体、4年度に5団体、5年度に1団体増え、5年度末に21団体に増加しました。
(イ) 高齢者見守り支援ネットワーク事業（緊急通報体制整備事業）	緊急通報装置の普及を図り、令和5年度末の利用者数は291人となっています。
② 地域における見守り活動の充実 (ア) 見守り活動の担い手の養成	認知症サポーターの養成を図り、令和6年7月現在で4,120人となっています。 ゲートキーパーについては、令和2年度と4年度に各1回ずつ職員向けの養成講座を行い、197人が受講しました。

市の推進状況（続き）

施策細項目	推進状況
(イ) 要配慮者などへの見守り	民生・児童委員の協力を得て要配慮者等への見守りを行うとともに、要保護児童地域対策協議会を構成する各機関で、児童の見守りを行い、変化に気づいた場合等は情報共有し、早期対応、必要な支援につなげています。
(ウ) あいさつ・声かけ活動の充実	明確な事業としては行えておらず、運動として展開するには、具体的な方針・方法の策定も検討していく必要があります。
(エ) 地域の事業者との連携	大塔地区では、支所、地元郵便局、社会福祉事業団大塔ライフハウス、ボランティア団体「大塔福祉ふれあいの会」により、定期的に見守りを行っています。 その他の地域では、事業者による見守りは、積極的な情報収集が行えていない現状にありますが、ごみ排出が困難な人への「ふれあい収集」では、一人暮らし障がい者の安否確認を行っています。
(オ) 児童生徒の通学路など の見守り	P T A活動やボランティア活動として見守り活動が継続実施されています。スクールバスの乗車状況確認にも努めています。

市社協の推進状況

施策細項目	推進状況
① 小地域福祉活動での見守り活動の推進	小地域福祉活動での見守り活動については、福祉委員、ボランティア協力員が民生・児童委員と共に地域での見守り活動をされる小地域ネットワーク活動が4地区で実施されています。
② ふれあい事業による見守り活動の推進	実施数が大きく減少していたふれあい事業は、コロナ禍が終わり、令和6年度になって、地区社協のない地区には自治連合会に周知を行ったこともあり、コロナ禍前の水準に戻ってきています。
③ 地域での助けあい・支えあいについて話しあう仲間（場）づくり	生活支援体制整備事業による地域での協議体づくりは、令和4年度に大塔圏域に第2層協議体が発足し、田園地区でも、令和5年度から、月1回、住民が話し合いの場を持っている状況です。

本計画の施策の方向

コロナの感染拡大により、人とのつながりを築くことが困難な状態が一時的に生じましたが、それまでの取組の再開や新しい取組の振興を図り、地域住民、団体、事業者が、日常的に見守り活動を継続できるよう側面支援し、助けあい・支えあいの意識の高揚を図るとともに、安心して暮らせる地域の維持に努めます。

[市の主な個別施策・事業]

個別施策・事業	担当課等
◆あいさつ・声かけ運動の推進	地域政策課（自治会関係） ・各こども園小中高等学校
◆認知症高齢者の「あんしん見守り・SOSネットワーク」の推進	介護福祉課
◆協力員と連携した緊急通報装置による一人暮らし高齢者の安否確認	介護福祉課
◆認知症サポーターの養成・活動支援	介護福祉課
◆地域でのゲートキーパーの養成	健康推進課
◆大塔地区での見守り活動の継続支援	大塔支所
◆家庭ごみの「ふれあい収集」での安否確認の継続支援	介護福祉課・社会福祉課
◆登下校時・通園時の見守り活動の促進	学校教育課・子ども未来課 ・各こども園小中高等学校

[市社協の主な個別施策・事業]

- ◆小地域福祉活動での見守り活動の促進
- ◆ふれあい事業による地域福祉活動の推進
- ◆一人暮らし等高齢者見守り支援事業
- ◆民生・児童委員による見守り活動の推進

基本施策2 居場所と協働の拠点づくり

施策をめぐる背景

「居場所」は、日中活動を通じて生活の質を高めるとともに、孤独・孤立を防止するためにも重要です。

高齢者のデイサービス・デイケア（通所介護・通所リハビリテーション）、障がい者の作業所（通所施設）等の公的サービスに加え、「ふれあいいきいきサロン」、「こども食堂」など、地域住民が幅広く集える場づくりを住民と行政が協働で進めていくことが求められます。

また、本市には、生涯学習など、多様な目的で設置されている公共施設・公共空間を「居場所」・「協働の拠点」として有効活用していくことも重要です。

前計画の推進状況

前計画の個別施策である「居場所と協働の拠点づくり」については、保健福祉センター（カラム五條）や五條市立福祉センター、子育て支援センター、児童館等が福祉活動の拠点となるほか、「いきいき百歳体操」による「住民主体の通いの場」や、「ふれあいいきいきサロン」、「こども食堂」等の取組が各地区で進められています。コロナ禍で活動をやめられたケースがある一方、新規で活動を開始されるケースもみられます。

市の推進状況

施策細項目	推進状況
① 地域におけるサロンの開催や居場所づくりの推進	本市で設置している各公共施設が「居場所」として機能しています。
② 高齢者の地域介護予防活動の充実	本市では、平成29年度から、自治会単位での「いきいき百歳体操」による「住民主体の通いの場」づくりを促進しており、令和5年度は28団体で活動が行われています。

市の推進状況（続き）

施策細項目	推進状況
<p>③ 子どもの居場所づくり</p> <p>④ 妊産婦や子を持つ親の交流の居場所づくり</p>	<p>「妊産婦や乳幼児とその保護者」については、こども家庭センター（カルム五條内）において、母親・子育て教室、産後ヨガを実施しています。育児相談等を行うとともに、母親同士の情報交換の機会も設けています。</p> <p>また、五條市子育て支援センターや五條児童館において、子育てに関する相談や情報提供等を行うとともに、子育て中の親子が交流する場や遊び場を提供しています。</p> <p>令和5年度からは、こども食堂を運営する団体に対し、補助金を交付するとともに、こども食堂推進会議を定期的で開催し、こども食堂の活動促進を図っています。</p> <p>また、本市には、令和6年度現在、公立5か所、私立2か所、計7か所の学童保育があり、小学生の放課後の居場所となっています。</p> <p>放課後等デイサービスは、令和6年度現在、6か所の事業所が民間で運営されています。</p>

市社協の推進状況

施策細項目	推進状況
<p>地域におけるサロンの開催や居場所づくりの推進</p>	<p>ふれあいいきいきサロンは、令和6年度現在で13地区24サロンが活動しています。市社協では、地区社協と連携し、仲間づくり・居場所づくりを支援していますが、担い手不足、サロンまでの移動の問題等があり、コロナ禍で活動を休止したのち、活動を再開しなかったり、やめられたケースがあるため、総数は減少しています。</p> <p>五條市立福祉センターは、各種団体が大小の会議室や集会室を利用しています。また、住民の方は訓練室を利用し、憩いとリラクゼーションの場になっています。</p>

本計画の施策の方向

住民同士がつながるためには、人と人が知り合い、交流することが重要です。こどもから高齢者までの多様な世代や様々な人がつながれるよう、楽しく活動や交流ができる「居場所、交流の場」の提供や運営支援を行います。

本市には、16か所の公民館をはじめ、市民が学習や交流等の協働活動を行う拠点多くあります。それらの中には老朽化が進んでいるところもあり、「五條市公共施設等総合管理計画」による適正管理を行いつつ、「協働の拠点」として有効活用を進めていきます。

さらに、地域住民の日常的な交流の場を維持・発展できるように、商工会等と連携し、地域産業の振興に努めます。

〔市の主な個別施策・事業〕

個別施策・事業	担当課等
◆介護保険・障がい福祉の通所サービス	介護福祉課・社会福祉課
◆協働の拠点の管理運営（保健福祉センター（カルム五條）、五條市立福祉センター、五條新町まちや館、西吉野コミュニティセンター等）	健康推進課・社会福祉課 ・文化財課・西吉野支所
◆大塔ライフハウスでの協働活動の推進	大塔支所
◆住民主体の介護予防活動の支援	介護福祉課
◆公民館教室など生涯学習での居場所づくり	生涯学習課
◆地域子育て支援拠点事業の推進	児童福祉課
◆五條児童館の運営	児童福祉課
◆学童保育の運営	子ども未来課
◆子どもの居場所づくり推進事業	児童福祉課
◆公園・スポーツ施設の長寿命化と魅力向上	公園緑地課・生涯学習課
◆「居場所」として機能する飲食業等の振興	産業観光課
◆西吉野町長寿ふれあい健康祭の開催	介護福祉課・西吉野支所

〔市社協の主な個別施策・事業〕

- ◆ふれあいいきいきサロンの活動支援
- ◆協働の拠点の管理運営（五條市立福祉センター）

基本施策3 移動手段の確保

施策をめぐる背景

本市では、鉄道やバス等の公共交通に不便を感じる方が多く、日常の移動手段については居住地区や家族形態にもよりますが、自家用車での移動を優先する傾向にあります。

地域公共交通をめぐるっては、全国的に、マイカー利用の普及等による利用者の減少や、ドライバーの減少が深刻化しており、高齢者ドライバーの事故の抑止を図る上でも、地域住民による互助的な移動支援策を検討していく必要があります。

前計画の推進状況

「五條市地域公共交通計画(第2次ゴーちゃん交通計画)」等に基づく公共交通施策を実施してきたほか、前計画の個別施策である「地域での移動支援活動」に関して、地域住民が主体となった移動サービスの実現可能性について、先行事例等をもとに研究を進めてきました。

市の推進状況

施策細項目	推進状況
①「五條市地域公共交通計画」(第2次ゴーちゃん交通計画)による取組	令和3年11月の新庁舎開庁を契機として、市内の公共交通ネットワークの再編を実施しました。再編にあたっては「適材適所による公共交通」を基本方針とし、利便性と効率性に配慮した地域公共交通網としました。また、この再編を踏まえ「五條市地域公共交通利便増進実施計画」を国の認定を得て策定し、当該計画に基づき、コミュニティバス等を維持することとしています。
② 地域における移動支援活動の充実 (ア) 地域の移動支援ニーズの把握	令和3～4年度において、地域ケア会議に参加し、地域の方と地域公共交通施策に関する意見交換等を行いました。また、自治会等からの要望を受け、ゴーちゃんタクシーの停留所増設等の改善も随時行っています。
(イ) 新たな移動支援サービスの検討	地域デジタル・公共交通推進室では、主に山間地域の移動手段の確保の一つとして、県との協働により交通空白地域における自動運転車両の導入についての検討を行いました。結論としては、自動運転車両の導入は技術的な問題等から見送りとなりましたが、対象地域に新たにコミュニティバスを運行することとし、移動支援サービスの拡充につなげました。 介護福祉課では、運転免許証を自主返納された65歳以上の方に対し、五條市公共交通回数乗車券を交付しています。令和5年度末現在の延交付者数は291人です。

市の推進状況（続き）

施策細項目	推進状況
(ウ) 自主的な移動支援活動の検討と支援	「五條市地域公共交通計画（第2次ゴーちゃん交通計画）」に基づき、地域ケア会議への参加や令和6年度に実施した地域公共交通に関する地区別ワークショップの実施等により、地域の方の地域公共交通への理解の醸成に努めています。また、地域住民が主体となった移動サービスの実現可能性について、先行事例等をもとに研究を進めています。

市社協の推進状況

施策細項目	推進状況
移動支援のニーズ把握や事例調査の実施	移動支援については、地域ケア会議や各地域での話し合いの中では、ほぼすべての地域で移動支援が必要との意見があがっています。市社協としては、住民互助による移動支援サービスの実現に向けて、令和5年度に、移動支援の先進地である葛城市社協に視察研修にうかがいました。また、葛城市と御所市の移動支援等の住民発表会にも参加しました。令和6年度も、移動支援の立ち上げを希望されている市民と葛城市社協に視察に行き、事業の詳細な話をうかがいました。

本計画の施策の方向

移動手段は、住民が地域で暮らし続けるために不可欠であり、コミュニティバス、ゴーちゃんタクシーなど、既存の路線の維持・確保を図るとともに、移動を支援する福祉施策の充実に努めます。

それぞれの地区の実態に合った移動支援のしくみづくりのため、様々な交通施策の研究に努めます。

〔市の主な個別施策・事業〕

個別施策・事業	担当課等
◆ゴーちゃんバス（コミュニティバス五條コース）、コミュニティバス西吉野コース・大塔コース、ゴーちゃんタクシー（予約制乗合タクシー）（路線型・区域型）の運行	総務管財課 ・西吉野支所 ・大塔支所
◆介護保険制度の通院等乗降介助、障害者総合支援制度の通院等介助・通院等乗降介助・行動援護・同行援護・移動支援	介護福祉課 ・社会福祉課
◆高齢者運転免許証自主返納支援事業	介護福祉課
◆住民互助による移動支援サービスの実現に向けた検討	介護福祉課

〔市社協の主な個別施策・事業〕

◆住民互助による移動支援サービスの実現に向けた検討

基本施策4 防災・防犯対策の強化

施策をめぐる背景

地域住民一人一人が防犯・交通安全に対して関心を持ち、見守り活動など、できる活動に積極的に協力することは、犯罪や交通事故を未然に防ぎ、安心・安全な地域を築くことにつながります。また、大規模災害が起こっても、避難行動要支援者が迅速に安全な場所に避難し、命を守ることができるよう、地域住民相互の見守りや避難支援の体制を維持していく必要があります。

前計画の推進状況

前計画の個別施策である「地域防災力の強化」については、コロナ禍により活動が休止された期間もありましたが、自主防災組織の活動支援等を通じて、いざという時の地域の助けあい・支えあいの体制づくりを進めました。

市の推進状況

施策細項目	推進状況
① 「ハザードマップ」の活用	洪水・土砂災害ハザードマップについて、令和5年11月に、最新の浸水想定区域を反映したハザードマップの更新を行いました。
② 防災学習の推進	各学校で避難訓練等が継続的に行われるほか、年に数回、市内の小学校において、危機管理課による出前講座も行っています。 また、各学校で、県マニュアルの改訂を受けた危機管理マニュアルの改訂作業も行いました。
③ 自主防災組織の拡充	各自主防災組織で防災訓練等が行われており、危機管理課でも一部の防災訓練に参加しています。
④ 災害時要配慮者の把握と情報の共有	令和3年に災害対策基本法が改正され、自治体による避難行動要支援者名簿が義務化、個別避難計画の作成が努力義務化されたことを受け、本市においても、自治会や民生・児童委員と連携しながら、避難行動要支援者名簿の更新作業や個別避難計画の作成を進めています。
⑤ 災害ボランティア活動の推進	災害ボランティアを含む災害時受援の体制強化について、県や市社協と検討を進めています。

市社協の推進状況

施策細項目	推進状況
災害ボランティア活動の推進	令和2年度に五條市と「災害ボランティアセンター設置・運営に関する協定」を締結しました。その後も、令和3年度に、市社協として、災害ボランティアセンター設置・運営研修を実施し、令和4、5年度は県社協の災害研修に参加するなど、災害ボランティアセンターの効率的な運営に向けた取組を進めました。

本計画の施策の方向

あいさつ・声かけ・見守りによる人のつながりづくりを基本に、地域ぐるみで自主防災・自主防犯体制の強化に努めます。

地域において、要介護高齢者、障がい者、妊産婦・乳幼児等の要支援者の状況を把握するとともに、一人一人に対する支援者・支援策を地域で協議して定め、平常時の自主防災活動等を通じて支援の実効性を高める取組を促進していきます。

また、災害時に福祉避難所や災害ボランティアセンターが適切に運営できるよう努めます。

[市の主な個別施策・事業]

個別施策・事業	担当課等
◆地域防犯活動の促進	地域政策課・危機管理課
◆交通安全の取組の推進	危機管理課・まちづくり推進課 ・地域政策課・学校教育課 ・子ども未来課
◆自主防災組織の活動支援	地域政策課・危機管理課
◆防災訓練（総合防災訓練・各地区や施設等での防災訓練）の実施	危機管理課
◆避難行動要支援者の個別避難計画の策定・更新	危機管理課・介護福祉課 ・社会福祉課
◆福祉避難所の運営体制づくりの推進	危機管理課・介護福祉課 ・社会福祉課
◆災害ボランティアセンターの運営体制づくりの推進	社会福祉課

[市社協の主な個別施策・事業]

- ◆災害ボランティアセンターの運営体制づくりの推進
- ◆防災・防犯・交通安全活動への協力

基本目標2 必要な人に支援が行き届くまち

SDGsの関連目標



基本施策5 福祉分野の情報化の推進

施策をめぐる背景

ICTが急速に高度化する中で、デジタル技術を活用して、社会制度や組織文化等を変革していく「DX」（デジタル・トランスフォーメーション）を福祉分野でも進めていくことが求められます。

一方で、パソコン、スマートフォン等を使えない、使わない人も多いため、従来からの紙媒体や対面での情報提供も含め、必要な人に情報が行き届き、着実な支援に結びつけていくことが求められます。

前計画の推進状況

前計画の個別施策である「福祉に関する情報の発信・共有」については、紙媒体や電子媒体、対面での情報提供など、様々な取組を行っています。市社協では、インターネットが普及してきたことにより、広報紙「ふれあい」を令和3年度で廃刊しました。

市の推進状況

施策細項目	推進状況
① 行政からの情報発信と啓発の推進	<p>広報や制度等のパンフレットの配布、ホームページ、SNS（公式のX（旧ツイッター）、Instagram、フェイスブック）での情報発信に努めています。</p> <p>児童虐待防止月間（11月）など、福祉の運動期間には、啓発グッズの配布や、ポスター掲示、情報コーナー設置等も行っています。</p>
② 必要とされる方に確実に届く情報提供体制づくり	<p>必要とされる方に確実に届く情報提供として、民生・児童委員や住民の集まる場等で、対面での情報交換の機会を設けています。</p> <p>障がい者支援については、五條市自立支援協議会を令和7年度に立ち上げるための体制整備を行い、福祉事業所や関係機関と連携して、障がい者に必要な情報を届け、支援に結びつける体制の強化を図りました。</p>

市の推進状況（続き）

施策細項目	推進状況
③ 福祉に関する相談窓口の情報提供	妊娠届出や乳幼児健診・訪問時等に、常時相談できることをお伝えしたり、障害者手帳取得時に渡すしおりに内容に応じた福祉関係の相談窓口を掲載するなど、対面や各種媒体において、相談先を周知する工夫に努めています。

市社協の推進状況

施策細項目	推進状況
① 福祉関連情報の発信	インターネットが普及してきたことにより、広報紙「ふれあい」は令和3年度で廃刊し、ホームページ等で福祉情報等を発信しています。
② 地域組織との福祉関連情報の共有	地区社協会長会等で随時、福祉関連情報の共有を行うほか、介護支援専門員や障がいの相談支援専門員、日常生活自立支援事業、その他相談業務において、制度利用者への適切な情報の発信を心掛けています。

本計画の施策の方向

悩みや困りごとがある時にどこに相談したらよいかわからないということがないように、広報紙等の紙媒体や、ホームページ、SNS等の電子媒体、さらには対面での情報提供を含め、市民が福祉情報を得やすい環境づくりに努めます。

「DX」については、国が「ガバメントクラウド」という情報システムのプラットフォームを構築し、令和8年1月までに自治体の基幹系情報システムの標準化・共通化を図ることをめざしており、本市においても標準化・共通化を進め、福祉に関する行政手続きの簡素化や利便性の向上をめざしていきます。

〔市の主な個別施策・事業〕

個別施策・事業	担当課等
◆広報五條・ホームページなどによる福祉情報提供	児童福祉課・介護福祉課・社会福祉課
◆福祉に関する基幹系情報システムの標準化・共通化の推進	児童福祉課・介護福祉課・社会福祉課

〔市社協の主な個別施策・事業〕

◆市社協における福祉情報の提供

基本施策6 相談体制の充実

施策をめぐる背景

生活課題を抱える人の相談は、高齢者介護・福祉については地域包括支援センターや居宅介護支援事業所、障がい福祉については社会福祉課や民間の相談支援事業所、子育てについてはこども家庭センターやこども園等、教育については教育相談や各学校といった形で、分野ごとに相談員や教職員等の専門職が相談を受け止め、支援制度やサービスの利用をコーディネートするしくみとなっています。

各家庭が抱える生活課題には、複数の分野にまたがるものが少なくなく、包括的な相談支援を行っていくことが求められます。

前計画の推進状況

前計画の個別施策である「相談体制の充実」については、高齢、障がい、子育て等の各相談窓口がそれぞれ相談機能を担い、関係課・関係機関が集まってケース会議を開催するなど、連携して支援につなげています。

市の推進状況

施策細項目	推進状況
① 総合相談窓口の設置	令和3年度に新庁舎が開庁し、福祉関係各課が1階フロアに設置されることにより、福祉的な相談に対するワンストップ性を高めました。
② 高齢者、障害者、子ども・子育てなど福祉関連分野の相談機能の強化	高齢分野は地域包括支援センター、障がい分野は社会福祉課、子ども・子育て分野はこども家庭センターがそれぞれ相談機能を担い、関係課・関係機関が集まってケース会議を開催するなど、連携して支援につなげています。障がい分野については、基幹相談支援センターの設置について検討を進める必要があります。
③ 生活困窮者に係る相談機能の強化	社会福祉課において、生活困窮の相談を受け、生活困窮者自立支援法に基づく自立支援施策（就労準備支援事業、住宅確保給付金支給等）による支援を進めています。
④ 地域における相談体制の強化	民生・児童委員等を通して、地域住民の相談を受け、関係部署等へつなげています。

市社協の推進状況

施策細項目	推進状況
① ふれあい相談等の実施	相談窓口に寄せられる悩みや困りごとに真摯に対応し、必要な場合は他機関へ情報共有を行っています。

市社協の推進状況（続き）

施策細項目	推進状況
② サロン活動への参加を通じた地域住民の悩みや困りごとの把握	「サロン活動への参加を通じた地域住民の悩みや困りごとの把握」については、参加したサロンにおいて、移動に関する事など、住民の悩みごとや困りごとを聴くことができました。
③ 地域と連携した相談支援	「地区社協と連携した相談支援」、「五條市内社会福祉法人連絡会『いきいき相談ネット』」を通じた相談支援は、あまりありませんでした。

本計画の施策の方向

各分野の相談窓口において、目まぐるしく変わる法制度を的確に運用し、相談者の多様なニーズに応じて、きめ細かな相談支援を推進します。また、専門職だけでなく、できる限り多くの地域住民が、福祉的な支援が必要な人を地域で掘り起こし、適切なサービスや活動につなぐ取組を促進していきます。

さらに、「制度のはざま」の課題等に対応するため、相談者本人のみならず、介護、障がい、子育て、貧困等その属する世帯全体の複合的なニーズをとらえ、部局を越えた調整を通じて、必要な支援をコーディネートする「相談支援の『包括化』」を推進します。

〔市の主な個別施策・事業〕

個別施策・事業	担当課等
◆地域包括支援センターの運営	介護福祉課
◆障がい者（児）の相談支援の強化	社会福祉課
◆こども家庭センターの運営	児童福祉課
◆子どもサポートセンターの運営	子どもサポートセンター
◆生活困窮者への相談支援の推進	社会福祉課
◆健康相談・こころの健康相談	健康推進課
◆介護保険制度の地域ケア会議の運営	介護福祉課
◆障がい者自立支援協議会の運営	社会福祉課
◆こども家庭支援の合同ケース会議の運営	児童福祉課
◆要保護児童対策地域協議会の運営	児童福祉課・学校教育課 ・子ども未来課
◆包括的な相談支援・多機関協働の体制づくりの検討	社会福祉課・児童福祉課 ・介護福祉課

〔市社協の主な個別施策・事業〕

- ◆ふれあい相談
- ◆生活困窮者への相談支援の推進
- ◆介護保険制度の地域ケア会議への参画

基本施策7 福祉サービスの充実

施策をめぐる背景

介護保険制度や障害者総合支援制度、子ども・子育て支援制度等により、福祉サービスが大きく発展する一方、介護・福祉を担う人材不足が年々、深刻化しています。処遇改善やキャリアアップのしくみづくりの促進など、国・県とともに、人材確保策を進めていくことが求められます。

また、専門職員による介護・福祉サービスを補完するため、支援を受けたい人と支援を行いたい人をコーディネートする非営利型の生活支援サービスを育成していくことも期待されます。

前計画の推進状況

前計画の個別施策である「福祉サービスの充実」については、市の施策は、各分野別計画に基づき、それぞれ取り組まれています。市社協の事業については、計画期間中は、特に、コロナ禍により、生活福祉資金の特例貸付の業務に多くの時間を割かれ、丁寧な相談支援がしづらい状況でした。

市の推進状況

施策細項目	推進状況
① 各種福祉サービスの充実	各分野別計画に基づき取り組んでいます。
② 地域包括支援センターの機能強化	介護保険事業計画に基づき取り組んでいます。
③ 共生型サービスの提供	介護保険事業計画・障がい福祉計画に基づき取り組んでいます。

市社協の推進状況

施策細項目	推進状況
福祉サービスの実施	地域福祉活動計画に掲げた生活福祉資金貸付事業、生活困窮者レスキュー事業、介護障害サービス事業等の各種事業による支援を継続実施しています。コロナ禍により、生活福祉資金の特例貸付の相談申請手続きに多くの時間を割かれ、丁寧な相談支援がしづらい状況でした。令和6年度から、貸付を受けた方のその後を支援する緊急小口資金等特例貸付借受人フォローアップ支援事業を開始しています。

本計画の施策の方向

各分野別計画に基づき、福祉サービスの計画的な実施に努めます。

介護・福祉の人材の確保については、国や県、奈良県社会福祉協議会福祉人材センター等の関係機関と連携しながら、資格取得の支援や処遇改善、離職防止のための働きやすい職場づくりの促進等に向けた取組を推進します。外国人介護・福祉人材に関しては、受け入れを進めている事業所と地域住民の交流を促進するなど、人材定着に向けた側面支援に努めます。

また、高齢者への軽度生活援助事業、「食」の自立支援事業、五條市シルバー人材センターの「家事、園児見守りサービス」、五條市ファミリー・サポート・クラブといった既存の生活支援サービスの活動の継続・発展を図るとともに、介護保険制度の生活支援体制整備事業等を通じて、住民主体の新たな生活支援サービスの創設をめざした取組を進めます。

[市の主な個別施策・事業]

個別施策・事業	担当課等
◆高齢者介護・福祉サービスの充実	介護福祉課
◆障がい福祉サービス・障がい児福祉サービスの充実	社会福祉課
◆子ども・子育て支援サービスの充実	児童福祉課・学校教育課 ・子ども未来課
◆介護・福祉の資格取得の支援	介護福祉課・社会福祉課
◆奈良県の外国人材定着支援事業との連携	介護福祉課
◆「食」の自立支援事業（配食サービス）	介護福祉課
◆シルバー人材センターの「家事、園児見守りサービス」の利用促進	介護福祉課（五條市シルバー人材センター）
◆五條市ファミリー・サポート・クラブ事業	児童福祉課
◆介護保険制度の生活支援体制整備事業	介護福祉課
◆新たな買物支援サービスの導入の検討	企画政策課

[市社協の主な個別施策・事業]

- ◆生活福祉資金貸付事業
- ◆生活困窮者レスキュー事業
- ◆介護・福祉の資格取得の支援
- ◆介護保険制度の生活支援体制整備事業

基本施策 8 権利擁護の推進

施策をめぐる背景

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等、判断能力が不十分な方の権利を擁護するために、福祉サービスの利用や日常生活上の金銭管理等を援助する「日常生活自立支援事業」と、後見人等が法律行為を代理する「成年後見制度」があり、必要とする方へこれらの制度を利用できるよう、普及が求められます。

また、高齢者虐待、障がい者虐待、児童虐待、配偶者等暴力（DV）、いじめ、職場におけるハラスメント（嫌がらせ）等に対し、それぞれ個別法が整備され、国民の通報義務や、福祉関係者の見守り活動への協力、市町村における支援措置等が制度化されており、こうした様々な虐待・ハラスメントに対し、関係機関が連携し、防止対策を一層推進していく必要があります。

前計画の推進状況

前計画の個別施策である「権利擁護の推進」については、市社協において「日常生活自立支援事業」を、市において「成年後見制度利用促進事業」を実施しています。

市の推進状況

施策細項目	推進状況
① 成年後見制度の利用促進に関する取組	成年後見制度利用促進事業として、「市長申立」、「本人・親族申立による作成支援」、「成年後見制度利用支援」（費用助成）等を行っています。 （「市長申立」とは、成年後見制度の利用が必要な状況であるにも関わらず、本人や家族ともに申立を行うことが難しい場合等に市長が申し立てをする制度です。）
② 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築に向けた体制整備	権利擁護支援について、国は、「中核機関」、「権利擁護支援チーム」「協議体」による体制整備を求めています。奈良県内は、一部の自治体での整備に留まっている状況で、本市においても未整備です。
③ 福祉関連計画に基づく権利擁護の強化	児童福祉課が所管する「要保護児童対策地域協議会」において、代表者会議（年1回）、実務者会議（年4回）、個別ケース検討会議を実施し、児童虐待等で保護を要する児童、支援が必要とされる児童や保護者に対し、複数の機関で必要な相談、支援を行っています。 高齢者の権利擁護については、地域包括支援センターの法定権利擁護業務、障がい者の権利擁護については、障害者虐待防止センター業務を行っています。

市社協の推進状況

施策細項目	推進状況
① 日常生活自立支援事業	市社協では、福祉サービスの利用手続きや日常の金銭管理等のお手伝いを行う「日常生活自立支援事業」を実施しています。令和5年度実績は14件で、利用ニーズは増加傾向にあります。
② 権利擁護を必要とする方の状況把握	市や関係機関、事業所、民生・児童委員、地区社協、自治会等と連携し、権利擁護を必要とする方の状況把握に努めています。

本計画の施策の方向（第2期成年後見制度利用促進計画）

判断能力が不十分な状態であっても、地域で自立して暮らしていけるよう、成年後見制度や福祉サービス利用援助事業等の利用促進を図ります。また、支援が必要な人を中心に、親族や福祉関係者等が協力して継続的に本人を見守り、本人の意思や価値観に沿って必要な対応を行う「中核機関」、「権利擁護支援チーム」、「協議体」といった支援体制づくりに努めます。

また、虐待等の人権侵害を早期に発見し、関係者・関係機関が連携しながら、権利擁護を行うため、虐待防止、要保護児童対策等のネットワークの強化に努めます。

〔市の主な個別施策・事業〕

個別施策・事業	担当課等
◆成年後見制度利用支援事業	介護福祉課・社会福祉課
◆広域での権利擁護支援体制の整備	介護福祉課・社会福祉課
◆五條市高齢者虐待防止介入支援ネットワークの運営	介護福祉課
◆障害者虐待防止ネットワークの運営	社会福祉課
◆五條市児童虐待及び配偶者等暴力防止ネットワークの運営	児童福祉課・教育委員会 ・危機管理課
◆いじめ防止対策の推進	学校教育課・子ども未来課 ・各こども園小中高等学校
◆ハラスメント防止対策の推進	産業観光課・社会福祉課 ・教育委員会・人事課
◆デートDV防止対策の推進	人権施策課
◆生命の安全教育出前授業	人権施策課

〔市社協の主な個別施策・事業〕

- ◆日常生活自立支援事業
- ◆ハラスメント防止対策の推進

基本目標3 地域福祉活動が広がるまち

SDGsの関連目標



基本施策9 地域活動の活性化

施策をめぐる背景

本市には、自治会、婦人会、老人クラブ、子ども会等の地域活動があり、地域の環境美化や生活安全活動、祭り・イベント等を行っています。近所付き合いの希薄化が進んでいますが、これらの地域活動は、同じ地域に住む人々が、親睦や交流を通じて連帯感を培い、地域に共通する課題をお互いに協力して解決し、より豊かな地域づくりを進めていくために重要です。

前計画の推進状況

前計画の個別施策である「地域組織の活性化とネットワークづくり」については、市・市社協それぞれにおいて、自治会をはじめとする地域組織の活動を支援・協力しています。コロナ禍により、中止・休止が余儀なくされた取組もありましたが、徐々に再開してきており、引き続き、活動を支援し、地域コミュニティの活性化に努める必要があります。

前計画の個別施策である「地域での情報共有・意見交換の場づくり」については、「地域ケア会議」等の会議体を通じて、情報共有・意見交換の取組を進めました。前計画には、困難を抱える世帯の情報を地域の関係者と情報共有し、必要な支援・サービスに結びつける取組を掲げていましたが、プライバシー保護の問題もあり、今後の課題です。

市の推進状況

施策細項目	推進状況
① 地域組織への加入促進	自治会については、転入者に案内パンフレットを配布し、加入を促しています。また、自治連合会への活動費用の助成等地域コミュニティの活性化に努めています。 老人クラブについては、普及啓発のため、広報への会員募集記事の掲載等を行いました。 子ども会についても、「子ども大集会」、「交流会」等の事業を進め、加入の促進を図っています。

市の推進状況（続き）

施策細項目	推進状況
② 地域組織の活動支援	自治連合会については地域政策課が、老人クラブについては、介護福祉課が活動費用を助成しています。各地区からの要望により日赤奈良を通じた研修等で、地域組織の活動に協力しています。
③ 福祉ネットワークの構築	五條市自治連合会理事会をはじめ、各種団体の役員会等に行政職員や関係機関職員も出席し、関係機関間の情報共有を行っています。
④ 「地域ケア会議」の開催	市内6つの圏域で「地域ケア会議」を毎年度開催し、自治連合会や民生・児童委員、関係団体の参加者が、地域の高齢者を取り巻く課題とその解決方法について、意見交換を行っています。
⑤ 地域や近所付き合いにおける情報共有・意見交換の場づくりの推進	地域活動を通じて、近所付き合いが深まることも目的の一つとして、自治会の活動推進のために、自治連合会へ費用の助成を行っています。
⑥ サロン活動における情報共有・意見交換の場づくり	「ふれあいいきいきサロン」に対し、活動費用の助成を行っています。

市社協の推進状況

施策細項目	推進状況
① 小地域福祉活動の活性化	市社協では、地区社協単位に取り組みられている小地域福祉活動への支援を通じて、「地域組織の活性化とネットワークづくり」を進めています。
② 様々な地域活動の活性化	地区社協以外にも、「ふれあいカフェ」や「子ども食堂」を行っている団体があり、市社協として協力・支援を行っています。
③ 社会福祉法人連絡会との連携	「地域組織の活性化とネットワークづくり」のための五條市内社会福祉法人連絡会との連携については、コロナ禍もあり、五條市内社会福祉法人連絡会で取組を深めることができませんでした。
④ 福祉関係会議での情報の共有	地域ケア会議や障害者自立支援協議会等の福祉関係会議のメンバーとして、地域住民や関係機関と意見交換や情報共有に努めています。
⑤ サロン活動による情報共有・意見交換	「ふれあいいきいきサロン」は、参加者の情報共有・意見交換の場にもなっています。
⑥ 民生・児童委員との情報の共有	市社協として、生活課題を抱える世帯の悩みや困りごとを把握する場面も多く、民生・児童委員と情報共有し、課題解決に取り組んでいます。

本計画の施策の方向

地域活動は、よりよい地域づくりに不可欠なものであり、参加者自身にとっても、地域の人々と交流し、地域に貢献することが、心の充足にもつながる有益なものであり、参加を働きかける啓発・情報提供に努めるとともに、活動場所や活動費に対する支援や人材育成に対する支援を進めます。

[市の主な個別施策・事業]

個別施策・事業	担当課等
◆自治連合会の活動支援	地域政策課
◆婦人会、子ども会の活動支援	生涯学習課
◆なつみ台での自治会の立ち上げの促進	地域政策課
◆生活支援体制整備事業等を活用した地域生活課題の検討	介護福祉課
◆あいさつ・声かけ運動の推進〔再掲〕	地域政策課（自治会関係） ・各こども園小中高等学校
◆民生・児童委員活動の推進	社会福祉課
◆老人クラブによる地域活動への支援	介護福祉課
◆「クリーンキャンペーン」の推進	地域政策課
◆地域防犯活動の促進〔再掲〕	地域政策課・危機管理課
◆交通安全の取組の推進〔再掲〕	危機管理課・まちづくり推進課 ・地域政策課・学校教育課 ・子ども未来課
◆五條市消防団の団員の養成・確保	危機管理課
◆自主防災組織の活動支援〔再掲〕	地域政策課・危機管理課

[市社協の主な個別施策・事業]

- ◆地区社協の活動支援
- ◆生活支援体制整備事業等を活用した地域生活課題の検討
- ◆民生・児童委員活動への協力

基本施策 10 ボランティア活動・市民活動の活性化

施策をめぐる背景

本市では、昭和52年にはじめて福祉ボランティアグループが誕生して以降、市社協がボランティアを行いたい人（団体）と受けたい人（団体）をつなぐボランティアセンターを運営するなど、ボランティア活動の振興を図ってきました。その後、平成7年の阪神・淡路大震災を受けて、個人的、単発的でもよいボランティア活動に加え、組織的・継続的に社会的課題の解決に取り組むいわゆる「市民活動」（NPO活動）も発展しました。

地域組織の活動と同様に、コロナ禍により、中止・休止が余儀なくされた活動もありましたが、徐々に再開してきており、ボランティア活動・市民活動が地道に継続できるよう、引き続き、支援していく必要があります。

前計画の推進状況

前計画の個別施策である「担い手の育成とボランティア活動への参加の促進」については、市社協を中心に、ボランティアに関する情報提供・相談業務や、ボランティアの育成を行っています。ボランティアを行いたい人（団体）と受けたい人（団体）とのマッチングがわずかであるなど、活性化に向けた取組は十分とは言えない状況です。

市の推進状況

施策細項目	推進状況
① 地域福祉活動の担い手の育成	民生・児童委員については、定例地区会長会等で、候補者の情報収集を行っています。
② ボランティア活動の担い手の育成 ③ ボランティア活動への意識の醸成	社会福祉課では、五條市ボランティア連絡協議会への補助金交付を行い、地域におけるボランティア活動の推進を図っています。 介護福祉課では、「gojo 元気サポーター」や「認知症サポーター」の養成を行っています。 生涯学習課では、「地域と共にある学校づくり」の推進として、「地域学校協働活動」を展開し、地域ボランティアによる「放課後子ども教室」「地域未来塾」を各学校で実施しています。 それぞれのボランティアの募集に際し、啓発講座等を行い、意識の醸成に努めています。

市社協の推進状況

施策細項目	推進状況
① ボランティアに関する情報提供・相談・交流の促進	<p>市社協では、ボランティアに関する情報提供・相談・交流を行うボランティアセンター機能を担っており、五條市ボランティア連絡協議会の事務局を所管し、登録ボランティアの意見交換会や交流会を開催しています。</p> <p>市社協ホームページで、市内のボランティア活動について情報発信していますが、網羅的な情報とはなっていません。活動保険加入団体や連絡協議会登録団体、赤い羽根地域支えあい助成事業助成団体の活動は把握できていますが、その他の活動は、十分に把握できていない状況です。</p> <p>また、ボランティアを行いたい人(団体)と受けたい人(団体)とのマッチングは、年間2～3件に留まっています。</p>
② 「gojo 元気サポーター」の養成	<p>「gojo 元気サポーター」について、市と共催で交流会やフォローアップ研修を開催しています。</p>

本計画の施策の方向

ボランティア活動・市民活動が、参加者自身の地域貢献による心の充足と、地域生活課題の改善・解決の両方につながるよう、既存の団体への活動場所や活動費に対する支援や人材育成に対する支援を進めるとともに、新たに参加したい人の参加機会づくりや、外出支援など地域生活課題の改善・解決をめざす有償ボランティア組織の育成等を進めます。

[市の主な個別施策・事業]

個別施策・事業	担当課等
◆認知症サポーターの養成・活動支援〔再掲〕	介護福祉課
◆「gojo 元気サポーター」の養成・活動支援	介護福祉課・健康推進課
◆食生活改善推進員の養成・活動支援	健康推進課
◆地域学校協働活動の参加促進	生涯学習課・各小中学校
◆生活支援体制整備事業等を活用した有償ボランティアの養成	介護福祉課

[市社協の主な個別施策・事業]

- ◆福祉ボランティアに関する情報発信・相談・交流促進
- ◆五條市ボランティア連絡協議会の運営支援

基本施策Ⅱ 福祉や人権に関する相互理解の促進

施策をめぐる背景

前計画の個別施策である「人権意識の高揚と醸成」「生涯を通じた福祉の学び」「日常の助けあい・支えあいの心の醸成」の3項目を本計画では「福祉や人権に関する相互理解の促進」として一本化します。

すべての人がその人らしく幸せに生きていくためには、市民一人一人が福祉や人権に関する正しい認識を持ち、互いを個人として尊重し合うことが大切です。そのために、こどもから高齢者に至るそれぞれのライフステージにおいて、福祉や人権について学び、自分事として理解・共感し、課題の解決に向けた行動につなげていけるよう、啓発や教育を進めていくことが求められます。

前計画の推進状況

前計画の個別施策である「人権意識の高揚と醸成」については、広報・啓発活動や、「人権出前教室」、「差別をなくす市民集会」をはじめとした各種集会・講演会など、様々な取組を行っています。

前計画の個別施策である「生涯を通じた福祉の学び」については、教育委員会や市社協を中心に、福祉学習の取組を行っています。コロナ禍で中止した年もありましたが、再開しています。

前計画の個別施策である「日常の助けあい・支えあいの心の醸成」については、市役所での授産製品の販売会等の取組を行いました。コロナ禍もあって取組が進んでいない内容もあり、「助けあい・支えあいの心の醸成」を図る「参加型」の取組を拡大していく必要があります。

市の推進状況

施策細項目	推進状況
① 人権啓発・部落差別の解消・男女共同参画などに関する取組の推進	毎月11日に、街頭啓発や広報車により、「人権を確かめあう日」を呼びかけています。また、差別をなくす強調月間をはじめとした人権週間に、広報に啓発記事を掲載するとともに、毎月、人権まんが「てんいち先生」を掲載しています。ホームページでも、人権に関する情報を発信しています。「差別をなくす市民集会」や「人権同和問題講演会」、「男女共同参画講演会」も開催し、人権意識の浸透・高揚に努めています。

市の推進状況（続き）

施策細項目	推進状況
② 学校における人権教育の推進	こどもたちが、多様性を尊重し、自己肯定感と他者を大切にすることを育めるよう、市内小中学校やこども園等において、「人権出前教室」を開催しています。自分自身の身体や権利を守ることができる知識を身に付けるための「生命（いのち）の安全教育出前講座（デートDV予防教育講座）」も開催しました。
③ 地域住民への人権の学びの推進	地域住民を対象とした「人権同和問題講演会」や全国手話言語市区長会が推薦する映画の上映会等を開催するとともに、各地域の「人権教育推進協議会」等に対し、地域における人権学習に活用するためのDVD教材の貸し出しや、資料の紹介等を行っています。 また、学校等での出前教室の際には、家庭においても話し合いの機会を持ってもらえるよう、こどもたちに啓発冊子を配布しています。
④ 学校における福祉教育の推進	学校における福祉教育として、特別養護老人ホームで中学生の「職業体験」を行うとともに、「認知症サポーター養成講座」の受講により、認知症の人と共生する社会づくりについて学習を進めています。 また、市内手話サークルによる手話や聴覚障がい者の理解促進のため「手話出前教室」を実施しています。
⑤ 地域住民への福祉の学びの推進	生涯学習の取組の中で、従来の救貧的な福祉「ウェルフェア」(welfare)だけでなく、より積極的に人権を尊重し、自己実現を図る福祉「ウェルビーイング」(well-being)をめざす今日的な人権学習を進めています。
⑥ 地域福祉に関する学習の機会の提供	障がいのある方の就労機会の拡大と社会参加促進を図るため、庁舎内で販売会等を開催しました。

市社協の推進状況

施策細項目	推進状況
① ふれあい相談の実施	人権擁護委員によるふれあい相談を毎週木曜日に実施しており、ホームページで周知を行っています。
② 学校や地域における福祉学習の機会づくり	学校や地域への人権の学びを含めた福祉教育の活動は、コロナ禍のため、休止していました。令和6年度から再開し、一人一人の人権を尊重し、おもしろい地域づくりをめざして福祉教育を進めています。

市社協の推進状況（続き）

施策細項目	推進状況
③ 地域における福祉学習の機会づくり	従来から行ってきた学校や地域における福祉学習の支援は、コロナ禍のため、中断していました。令和6年度から再開し、地域の学習会への講師派遣を行いました。
④ 学校における福祉学習の機会づくり	令和6年度には、中学校の総合学習の時間での福祉教育プログラムも実施します。そのために、職員が全国福祉教育推進員研修を受講し、プログラム作成のノウハウを学びました。
⑤ 「助けあい・支えあい」についての勉強会や懇談会の開催	「助けあい・支えあい」についての勉強会や懇談会は、コロナ禍のために実施できていませんでしたが、令和6年度になって、地区社協からの依頼があり、再開しました。
⑥ 福祉ニーズの関係機関との情報共有	地域ケア会議や実施している各事業において得た福祉ニーズを関係機関と情報共有を行い、福祉課題の解決に取り組んでいます。

本計画の施策の方向

「五條市人権が尊重されるまちづくり条例」（令和2年6月制定）、「第2次五條市人権施策に関する基本計画」（令和6～16年度）に基づき、性的少数者（性的マイノリティ）に対する差別や偏見、インターネット上での人権侵害、ヘイトクライムなど、新たな人権問題も含め、総合的な人権施策を推進します。

あらゆる状態・立場の方や多様なライフスタイルをお互いに認め合いながら、地域において住み続けられるよう、助けあい・支えあいの心の醸成を図る啓発活動を推進するとともに、こどもから高齢者まで、すべての世代の人権・福祉学習の機会づくりに努めます。

〔市の主な個別施策・事業〕

個別施策・事業	担当課等
◆人権啓発事業の推進	人権施策課
◆学校やこども園等での人権・福祉学習の推進	学校教育課・子ども未来課 ・人権施策課・社会福祉課
◆生涯学習や地域活動における人権・福祉学習の推進	生涯学習課・人権施策課
◆認知症サポーターの養成・活動支援〔再掲〕	介護福祉課

〔市社協の主な個別施策・事業〕

◆人権啓発・福祉学習事業への協力

計画の推進

(1) 推進体制

地域福祉は、地域住民をはじめ、市社協、自治会、民生・児童委員、ボランティア、介護・福祉事業所、学校、企業等すべての人・団体が活動の担い手となります。

これらの人や団体が地域の課題解決に向けた情報交換を行い、自らの活動に生かしていくことができるよう、既存の会議体で地域福祉をテーマとして協議を定期的に進めるとともに、必要に応じて、地域福祉計画・地域福祉活動計画の推進に関する会議体の設置・運営を図ります。

(2) 計画の進行管理

本計画は、施策の進捗状況を定期的に把握・評価し、必要に応じて、適宜見直し等を行う「PDCAサイクル」によって、取組の着実な推進に努めます。

PDCAサイクルによる計画の推進

